

# シュトレーゼマン外交と

## ヴァイマル共和政の安定

野田 宣雄

【要約】 ヴァイマル共和政の安定期（一九二四年～二九年）のはじめとおわりは、シュトレーゼマン外交の展開された時期のはじめとおわりにほぼ一致を見ている。この一致が偶然のものでないことは、これまでも概説書などでしばしば指摘されてきたが、しかし、そのことを十分に整理された形で説明した研究は、まだ見当たらないようである。私はこの論文においては、さし当りシュトレーゼマンの西方政策のドイツ国内政治に対する影響に焦点をしばつて、この困難な仕事ととりくんでみた。そしてその結果、シュトレーゼマンの西方政策をめぐつて形成された広汎な政党フロントが、ヴァイマル共和政の安定を支える一つの大きな要因になっていたことを確認することができた。このような結論は、ヴァイマル共和政の崩壊の問題に接近する場合の、一つの有力な手がかりを提供するものだとおもう。

### は し が き

ヴァイマル共和政の研究者に現在もつともさしせまつて要求されているのが、この共和政の安定期の性格を把握することであるといえ、余りにも唐突にひびくであらうか。たしかに一般にヴァイマル共和政の研究といえ、その中心テーマとして崩壊の問題をおもひ起すのが常識であるし、またこの常識に異議をさしはさむ理由など、どこにもあり

えよう筈はない。しかしそれにもかかわらず私がいまここで、あえて安定期の性格把握をつよく前面におし出すとすれば、それは、一般の見解に逆つて奇をてらわんがためではなく、ただ、共和政研究の常識化された中心テーマである崩壊の問題を、より広い視野に立つてより、整合的に究明して行こうとする、その準備作業という意味をこめてである。つまりもつと別の言葉でいえば、私はいまの場合次のような見通しの上に立つている。すなわち、ほぼ一九二四年か

ら二九年にわたつてひろがるヴァイマル共和政の安定期の性格をおさえることによつて、この時期の後にやつてくる同じ共和政の崩壊過程に対しても、おのずから有効な分析のいとぐちを見出すことができるだろう、従つてまた、崩壊の問題ととりくむに當つて、共和政末期の複雑な事実のラビリンズの中に迷ひこむ危険からも、あらかじめ免れることができるだろう、と。

ヴァイマル共和政研究の当面の課題が、このようにして安定期の性格把握にあることが一応承認されるとしても、しかしこの課題は、それ自体必ずしも解決するに容易なものではないだろう。というのも、この時期における共和政の安定は、(安定という呼び方にもかわらず)決して明解で堅固な基盤の上に立つていたものではなく、むしろ微妙な契機にあやうく支えられた、いわば相対的な安定にすぎなかつたからである。このことは、たとえばこの安定期が結局は短命に終つたという結果の側からも容易に想像がつくが、さらにまた、第一表に示したようなこの時期の政府の性格を通して端的にうかがうことができるだろう。すなわち、この時期におけるドイツ政府は、わずか六年程の

間に六度乃至それ以上にわたつて交代を見ていたばかりでなく、そのよつて立つ政党基盤も——ある場合には民主党、中央党、人民党などからなるいわゆるブルジョア中道連合(議会少数派)、またある場合にはこれと国家人民党との提携によるいわゆるブルジョア右翼連合、さらにまたある場合にはブルジョア中道連合と社会民主党との結合によるいわゆる大連合というように——左右にきわめて大きく振り動いていた。このような事情を考慮に入れてみる場合、安定期の性格を把握するというわれわれの課題も、単に無前提にこの時期のドイツの政治や経済の特色をあれこれと指摘してみせるだけでは、効果的に果されえないことが予想されてくるだろう。むしろいまの場合われわれは、問題をあらかじめ次のような形にしぼり、それにそつて考察をおしすすめて行くのがより賢明であると考えられる。すなわち、△このように確乎たる基盤を欠き、そのうちに動搖をはらんでいたにもかかわらず、なおかつ二四年から二九年にわたる時期が一応安定期として存続しえたのは、いつたい当時のドイツにおけるどのような要因にもとづくものであつたのか▽と。

第一表

在任期間	政府	政府の性格
1923. XII. ~ 1924. VI.	第一次マルクス (中央)	ブルジョア中道連合 (民主, 中央, バイエル ン人民, 人民)
1924. VI. ~ 1925. I.	第二次マルクス (中央)	ブルジョア中道連合 (民主, 中央, 人民)
1925. I. ~ 1926. I.	第一次ルター (無所属)	ブルジョア右翼連合 (民主, 中央, バイエルン 人民, 人民, 国家人民)
1926. I. ~ 1926. V.	第二次ルター (無所属)	ブルジョア中道連合 (民主, 中央, バイエル ン人民, 人民)
1926. V. ~ 1927. I.	第三次マルクス (中央)	ブルジョア中道連合 (民主, 中央, バイエル ン人民, 人民)
1927. I. ~ 1928. VI.	第四次マルクス (中央)	ブルジョア右翼連合 (民主, 中央, バイエルン 人民, 人民, 国家人民)
1928. VI. ~ 1930. III.	第二次ミュラー (社会民主)	大連合 (社会民主, 民主, 中央, バイエルン人民, 人民)

さて、このような視点に立つてあらためてヴァイマル共和政の安定期を展望する場合、そこにわれわれの眼をひいてひときわ大きく浮かび上つてくるのが、他ならぬグスタ

フ・シュトレゼマンの外交活動である。というのも、右にのべたように、この時期の政府はかなり頻繁に交代を重ね、しかもその基盤を左右に大きく振動させていたけれども、ただその中であつてシュトレゼマンだけは一貫して外相の地位にとどまり、これらいくつかの性格の異なる政府を綴りあわせる、いわば一本のたて、糸の役割を演じていたように見えるからである。このような事情を彼の外相としてのあのはなばなし活躍と結びつけて考えるならば、そこから次のような一つの仮説を導き出してみることが可能だろう。すなわち、▲シュトレゼマンの精力的な外交活動がドイツ国内政治の上にふるつた影響こそが、ヴァイマル共和政の安定を支えていたもつとも大きな要因の一つではなかつたのか<sup>②</sup>。

以下の小論は、まさにこの一個の大胆な仮説を検証してみせることのうちにこそ、その主要な課題を見出している。ただ、本論に入る前にあらかじめことわつておかねばならないが、ここではシュトレゼマン外交といつても、実際にはその西方政策の面だけをとり上げて問題にすることになるだろう。それはもとより紙幅の制約からくることでも

あるが、また半面、ドイツ国内政治への影響という視点に立って見る限り、シュトレーゼマン外交の中で、ソヴェト政策の面よりも西方政策の面の方がはるかに重要である、という見通しにもとづいている。いずれにしても、「シュトレーゼマン外交とヴァイマル共和政の安定」と題した本稿も、内容的にはもっぱらこの外交の中で西方政策の面をとり上げて、そのドイツ国内政治に対する影響を考察し、そこからこの共和政の安定期の性格を浮かび上らせるといふ形をとることになるだろう。

① cf. K. D. Erdmann, Die Geschichte der Weimarer Republik als Problem der Wissenschaft (Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, Jg. 3, 1955); F. Hartung, Zur Geschichte der Weimarer Republik (Historische Zeitschrift, Bd. 181, 1956), S. 591.

② cf. W. M. Knight-Patterson, Germany from Defeat to Conquest 1913~1933 (1945), p. 342.

③ 拙稿「シュトレーゼマンの対ソ政策について」『西洋史学』第三九輯、一九五八）参照。

—

右にものべたように、この論文のさし当つての課題は、

ヴァイマル共和政の安定との関連を考慮におきながら、シュトレーゼマンの西方外交のドイツ国内政治に対する影響を検討して行くことである。しかしこの課題を追求するためにも、われわれはここであらかじめ、シュトレーゼマンの西方外交そのものの内容に注目しておく必要があるだろう。なぜかといつて、一般に一つの外交政策の国内政治に対する影響は、当然その外交政策自体のあり方によつて規定されるところが少なくない、と考えられるからである。もつとも、ここで前後六年間にもおよぶシュトレーゼマンの西方政策の展開の跡をひとつひとつあつて行くことは、紙幅の関係からいつても到底問題にはなりえない。当面のわれわれの準備的考察としては、欧米におけるシュトレーゼマン研究の成果を参照しながら、この政策がもつていたもつとも基本的な性格を、ごく簡単に描き出しておくことで満足しなければならぬ。

ところでシュトレーゼマンの西方政策の基本的性格といえ、今日でもなお多くの人々の念頭には、西方への「協調政策」あるいは「履行政策」という特徴づけがおもひ浮かぶであろう。たしかにこのような特徴づけは、在来

ユトレゼマン文献の多くを一本の赤い糸のように貫いていた主題であつた<sup>①</sup>、またそれ自体、少くともこの政策の表面にあらわれた限りでの性格をさし示すものとしては、決してあやまつてもいなかつた。シュトレゼマンが彼の西方政策の前面に「西方との協調」やドイツの条約義務の「忠実な履行」といつたスローガンをつよくおし出してゐたこと、そしてまた、彼がこのようなスローガンのもとに実際に展開した政策が、ドイツと西方諸国との間の緊張緩和に大いに役立つものであつたことは、だれも否定することができない。従つてわれわれも（二六年にシュトレゼマンにノーベル平和賞を送つた人々とともに）まずこの点に彼の西方政策のきわ立つた特色があつたことをみとめておかねばならないであらう。

しかし他方、もしわれわれがこうした表面上の性格にのみ囚われて、西方への協調がシュトレゼマンの西方政策における性格のすべてであつたというふうに見えるならば、それは大きなあやまりである。もはや今日では、この政策の内奥にひそむシュトレゼマンの動機や意図までをも「西方との協調」や「忠実な履行」といつた言葉によつて説

明してはならないし、ましてやそこから「良きヨーロッパ人」、「平和主義者」といつたシュトレゼマン像をひき出すことは、一個の伝説以上の意味をもつものではないだらう。ここ数年来新しい史料の公開と並行しておしすすめられてきた欧米の研究は、シュトレゼマンの西方政策が、その表面上の平和的・対西方協調的色彩にもかかわらず、その内奥においては、きわめて現実政治的なものもろの動機によつて貫かれていたことを明らかにしてみせている<sup>②</sup>。

それらの動機は具体的には、東方の旧ドイツ領土の奪回やオーストリアとの合邦なども含めてきわめて多岐にわたつてゐるが、ここではその中から、当時シュトレゼマンにとつて、もつとも緊迫性にとむ重要なものとして映じていたに相違ない三、四の動機を撰び出して、ごく簡単な説明をこころみておこうとおもう。

**賠償負担の軽減** この動機についてはあらためて多くの説明を加える必要はないであらう。二〇年代初期に賠償支払の問題がドイツを苦しめた深刻さをおもえば、シュトレゼマンが彼の西方政策の主要な課題を何よりもまずこの問題の解決のうちにみとめたのは、きわめて当然なことであつた。そうして彼がこの

点においては、二四年八月のドーズ・プランの受諾によつて暫定的な解決を見出すことに成功したというのも、すでに周知の事柄に属しているだろう。たしかにドーズ・プランの中にはドイツにとつてさまざまな苦い条項がもられていたが、しかしともかくもこのプランによつてひとまず実行可能な賠償支払のわくが定められたことは、当時の状況のもとでは大きな前進に違ひなかつた。<sup>③</sup>以後二九年に至るまでこのプランにもとずく賠償支払が（少くとも形式的には）忠実に履行されて行つたが、ロカルノ条約の締結をはじめとするシュトレゼマンの西方政策の展開も、この前提の上にはじめて可能とされたのであつた。

外資（とくにアメリカ資本）の導入 この動機はもともと、當時一方においてインフレから抜け出たドイツ経済がきびしい資本欠乏にあえいでいたことと、しかも他方において第一次大戦後「世界の銀行家」の地位にのし上つたアメリカには大量の過剰資本が存在していたという、この二つの対照的な現実促されて生じたものであつた。<sup>④</sup>つまりシュトレゼマンは、アメリカの巨大な金融力に重心を移した戦後の世界経済の環の中へドイツ経済をも意識的にあみ入れ、それによつて後者の直面する資本欠乏の窮状を打開しようとはかつたのである。この点においても（賠償問題の場合と同様に）とりわけ二四年のドーズ・プランの受諾に彼の

大きな期待が寄せられることになつた。なぜなら、このプランそのものの中に八億マルクのいわゆるドーズ公債の規定が含まれていたばかりでなく、さらにそれを呼び水として大量の外資がドイツに誘引されるだろう、と考えられたからである。こうしたシュトレゼマンの期待は実際にも大幅に満たされて、このプランの成立を契機に主としてアメリカから多額の外資が流入するようになったが、<sup>⑤</sup>それ以後の時期においては、この流れを一層促進することが彼の西方政策の主要な課題を形成して行つた。二五年のロカルノ条約締結の背後にさえ、外資導入という同じ動機が働いていたことをわれわれは見逃してならないだろう。同年七月の議會外務委員会においてシュトレゼマンは、「もしわれわれが、これらの問題（『保障条約の問題』）においてイギリスやフランスを支持している強大な金融国、つまりアメリカとの協力に到達しないならば、私はドイツの経済的破滅が全くはかり知れない結果を伴つてやつてくることを予想する」と語つていた。<sup>⑥</sup>

被占領地域の解放 周知のように、シュトレゼマンが外相に就任した当時、ドイツのライン左岸地域一帯はヴェルサイユ条約の規定にもとづいて連合国に「保障占領」され、またその他にデューセルドルフなどの三都市やルール地域も、賠償義務の不履行を口実に「制裁占領」されていた。こうした状態はもとよりドイツ

主権の著しい制約を意味するものであつたから、そのできるだけ速やかな解消にシュトレゼマンが彼の西方政策のいま一つの主要な課題をみとめたとしても、決して不思議ではなかつただろう。この点においても再びドーズ・ブランの受諾とロカルノ条約の締結とに、シュトレゼマンのひととき大きな期待がかけられることになつた。すなわち前者にあつては、新しい賠償規制の承認とひきかえにルールその他の「制裁占領」地域をドイツの手にとり戻すことが、また後者にあつては、この保障条約の締結がもたらす一般的な緊張緩和の雰囲気の中で、西方諸國にラインラントの「保障占領」の必要性を悟らせることが、ドイツ政策の大きな目的を形づくつた<sup>⑦</sup>。そしてこれらの目的のうち、ルールをはじめとする「制裁占領」地域のすべての解放と、ラインラントの「保障占領」地域の中でいわゆる第一地域の解放とは、それぞれ二五年と二六年に達成を見ることができたが、残るラインラントの第二、第三の地域が完全にドイツの手に回復されたのは、ようやく三〇年六月、つまりシュトレゼマンの死の後においてであつた。従つてこの被占領地域の解放という課題もまた、先にのべた経済的課題と並んで、シュトレゼマンの外交活動をほとんど全期間にわたつて規定する重要な契機となつたのである。

**再軍備の促進** この一見意外とも見える動機が存在こそは、最

近の新しい史料段階に立脚する研究が、在来の伝説化したシュトレゼマン像に対するもつとも手きびしい批判として立証してみせたものに他ならない。今日われわれは、H・W・ガツケやA・タイムラの研究を参照することによつて、「この和解の政治家」が実はドイツの軍事的再強化の信奉者であつたこと、そしてその西方政策をも、ある程度までこの目的にそつておしすすめていたことを明確に知ることができよう。いまこの間の事情にたち入る余裕はもとよりないが、ただそれに代るごく大づかみな要約をこころみておけば、この点におけるシュトレゼマンの努力は、西方政策の面では主として次の二つの方向をとつてくりひろげられた。すなわち一つは、とりわけ二五年以降の国際関係における「ロカルノ精神」の昂揚を利用して、ドイツの秘密再軍備に対する連合國の監視の眼をゆるめさせようとする方向であり、そしていま一つは、ヴェルサイユ条約にもられた軍縮義務の履行を（多分に実現の不可能なことを見越して）他の諸國にも要求し、それによつて実際にはドイツの公然たる軍備の平等権をかちとろうとする方向であつた。これら二つの方向における努力のうち、後者のそれはシュトレゼマンの生存中には見るべき成果をあげえなかつたけれども、前者、すなわちドイツの秘密再軍備の障害をとり除くという努力は、二七年一月に至つて連合國軍事監視委員会

のドイツからのひき上げという、きわめて具体的な成果を現実させることに成功した。<sup>①</sup>

要するに、右のような動機の面にかんする簡単な説明を通してもうかがわれるように、シュトレーゼマンの西方政策をその内奥において支えていたのは、ドイツの経済、領土、軍事の各分野にわたるきわめて現実政治的な考慮、もつと大胆に言えば、ドイツの強国としての再生という、すぐれて権力政治的な目的意識に他ならなかつた。<sup>②</sup>ただ、動機の面の考察から導き出されるこうした結論の重要性にもかかわらず、われわれはいま一度ここで次の一事は確認しておかねばならないだろう。それは先にも述べたように、このような内奥に権力政治的な意図を秘めたシュトレーゼマンの西方政策も、その表面においてはすぐれて平和的・対西方協調的な色彩によつておおわれていたという事実である。つまり一言でいえば、(当時のドイツがおかれていた現実への認識をふまえて)一方におけるすぐれて権力政治的な目的意識と、他方におけるすぐれて平和的・協調的な手段とが巧みに結合されていたところにこそ、シュトレーゼマンの西方政策のもつとも基本的な性格があつた。われわれ

がこれからとり扱おうとするのは、こうした二重性格とでもいうべきものをそなえた外交政策が当時のドイツ国内政治の上に投影された時、そこにどのような影響が描き出されたか、という問題である。

① cf. A. Thimme, Gustav Stresemann—Legende und Wirklichkeit (Historische Zeitschrift, Bd.181, 1956), S. 287ff. 富永幸生「シュトレーゼマンの再評価をめぐって」(史学雑誌、第六九編、一九六〇)、五九一六〇頁参照。

② A. Thimme, op. cit.; Ders., Die Locarnopolitik im Lichte des Stresemann-Nachlasses (Zeitschrift für Politik, Jg. 3, 1956); Ders., Gustav Stresemann. Eine politische Biographie zur Geschichte der Weimarer Republik (1957); H. W. Gatzke, Stresemann and the Rearmament of Germany (1954).

③ cf. A. Thimme, Eine politische Biographie, S. 61ff. 有沢広巳「阿部勇共著『世界恐慌と国際政治の危機』(一九三一)」、二〇九—二五一頁、四〇一—四五四頁参照。

④ cf. G. Stresemann, Vermächtnis. Der Nachlaß Gustav Stresemanns in 3 Bänden, hrsg. von H. Bernhard, Bd. I, S. 287ff.

⑤ J. W. Angell, The Recovery of Germany (1929), p. 79.

⑥ A. Thimme, Die Locarnopolitik, S. 53; cf. Stresemann, op. cit., Bd. II, S. 222, Bd. III, S. 264, 385.



⑦ H. L. Bretton, Stresemann and the Revision of Versailles (1953), pp. 80f.; A. Thimme, Legende und Wirklichkeit, S. 316f.

⑧ Gatzke, op. cit., passim; A. Thimme, Eine politische Biographie, S. 69; L. Zimmermann, Deutsche Außenpolitik in der Ära der Weimarer Republik (1958), S. 266f., 295.

⑨ Gatzke, op. cit., p. 71.

⑩ A. Thimme, Eine politische Biographie, S. 128; Zimmermann, op. cit., S. 383.

## II

さて、一つの外交政策の国内政治に対する影響を正確に見きわめることは、必ずしも容易な仕事ではないだろう。それは厳密に考えれば、当該国のすべての階級乃至集団の動向をひとつひとつ分析するという、ほとんど際限のない作業にまでわれわれを導かねばならない。もとよりそうしたことの望みえないここでは、さし当りシュトレレーゼマンの西方政策に対するドイツ諸政党の対応に焦点をしばり、必要に応じてそれら諸政党の背後にあつた階級乃至集団の動向にまで視野をひろげるといふ形で考察をすすめて行こうとおもう。こうしたやり方はむろん次善の手段には相違

ないが、しかしこの小論におけるわれわれの関心が、窮極的にはヴァイマル共和政という一つの政党政治の運命に向けられている以上、それもいまの場合には、ある程度まで有効性をもつものとして容認されるであろう。

そこで、このような方法に立つて考察をすすめる場合のいどぐちをつかむために、まず左に掲げる第二表<sup>①</sup>に注目することからはじめよう。この表はドーズ・プランヤロカルノ条約をはじめとして、シュトレレーゼマンの西方政策に関連する重要問題が議会の表決に附された際の主な政党の賛否を示しているが、この簡単な表からもわれわれは、さしずめ次のような事実をひき出すことができるだろう。まず第一に、社会民主党、民主党、中央党および人民党の四党は、常にシュトレレーゼマンの西方政策を支持していたこと、第二に、国家人民党は、ほとんどすべての場合にこの政策に反対を投じていたが、しかしドーズ・プランに関連する鉄道法の場合のように、その約半数の議員が賛成の側にもなることもあつたこと、そして第三に、ナチスと共産党とは一貫してこの政策の反対政党であつたこと。——これを要するに、シュトレレーゼマンの西方政策のドイツ議会におけ

第二表

年月日	表決の対象	賛成	反対
1924. Ⅷ. 27.	ドーズ・プラン会議にかんする法	社会民主 民 主 中央 民 93 25 61 38	共産 人 民 ナ チ ス 45 98 34
1924. Ⅷ. 29.	ドーズ・プランに 関連する鉄道法	社会民主 民 主 中央 民 98 28 61 44 48	共産 人 民 ナ チ ス 43 52 34
1925. Ⅺ. 27.	ロカルノ条約およ び国際連盟加入に かんする法	社会民主 民 主 中央 民 123 29 68 49	共産 人 民 ナ チ ス 41 108 14
1926. Ⅲ. 23.	国際連盟加入失敗 に 関連する国家人 民党の不信任案	共産 人 民 ナ チ ス 38 90 12	社会民主 民 主 中央 民 104 29 51 40
1927. Ⅱ. 5.	国際連盟脱退にか んする共産党の提 案	共産 ナ チ ス 35 10	社会民主 民 主 中央 民 109 27 60 36 99
1928. Ⅺ. 20.	シュトレゼマン に対するナチスの 不信任案	共産 人 民 ナ チ ス 31 48 9	社会民主 民 主 中央 民 83 16 44 34
1929. Ⅱ. 6.	ケロッグ平和条約 にかんする法	社会民主 民 主 中央 民 134 17 51 39 2	共産 人 民 ナ チ ス 47 64 8

シュトレゼマンの西方政策のドイツ議会における主要な支持勢力として、社会民主党+民主党+中央党+人民党（+国家人民党）という一つの式がここに浮かび上ってくるのである。

ところで現在のわれわれにとつて重要なのは、まさにこの一つの簡単な式にもられている事実、すなわち、シュトレゼマンの西方政策をめぐつて、社会民主党から人民党——さらに場合によつては国家人民党の半ば——にまでおよび、きわめて広

る主な担い手は、原則として社会民主党、民主党、中央党、そして人民党の四党であつたけれども、しかし場合によつては、さらにこれら四党の右に国家人民党の約半数の議員も加わることがあつたという事実が、この表から明らかになつてくるだろう。つまりもつと約めた形でいえば、シュ

汎な政党のフロントが形成されたという事実にはならない。というのも、くり返しのべるように、この小論の目的は、もともとシュトレゼマンの西方政策とヴァイマル共和政の安定との関連を究明することであつたが、もしも実際に両者の間に何らかの深い関連が存在していたとすれば、そ

れは何よりもまず、この広汎な政党フロントの形成という事実を媒介にしていたと推測されるからである。この点は、たとえばシュトレゼマン外交の展開される以前の時期、すなわちヴァイマル共和政の初期においては、外交上の基本方針をめぐつて、すでにヴァイマル連合政党と人民党との間にさえ深刻な対立が見られたという事実を指摘しておけば、一層明白になるだろう。いまやシュトレゼマンのもとでこうしたかつての対立が克服され、それに代つて社会民主党から人民党、さらには国家人民党までも包摂する幅広い外交上のフロントが成立したことは、当然ヴァイマル共和政の安定をもたらす有力な要因になりえただろう、と推論することができる。

しかしこのような推論を裏づけるためにも、われわれはここで、もつとたち入つて右にのべた政党戦線の内容や性格を検討しておく必要があるだろう。私は以下においては次の二点を追つて考察をすすめ、それによつてこの検討をたして行きたいとおもう。すなわちまず第一に《シュトレゼマンの西方政策をめぐつて、かくも広汎な政党フロントが糾合されえたのは、一体どのような理由にもとづく

ものであつたのか》、そして第二に《そのようにして糾合された政党フロントは、当時のドイツ国内政治全体のあり方に対してどのような意味をもつていたのか》と。この二点を明らかにすることによつてはじめて、シュトレゼマンの西方政策とヴァイマル共和政の安定との関係も、またひいては後者の孕んでいた独自の性格も、具体的な姿をもつてわれわれの前に浮かび上つてくると期待できるだろう。

シュトレゼマンの西方政策をめぐつて、社会民主党から人民党——さらに場合によつては国家人民党の半ば——にまでおよぶ広汎なフロントが結集されえた理由。最初にこの点にかんする結論を一言でつくしておくとしたら、次のようにいえるだろう。すなわち、この広汎な政党フロントの結集は、一方において、われわれが前節で見たようなシュトレゼマンの西方政策のものにひそむ独自の性格と、そして他方において、社会民主党から国家人民党に至るまでの各政党が抱いていたさまざまな利害と——この両者が微妙に絡まりあつた結果に他ならなかつた、と。しかももちろん、こういつただけでは余りにも漠然としすぎて

いようから、以下、この点をより、具体的に明らかにするために、問題のフロントに名を連ねていた諸政党が、それぞれいつたいどのような理由からこの政策に支持を与えていたかを、やや個別的にたち入つて検討してみることにしたいとおもう。

まず問題の政党フロントの左端に位置していた社会民主党の場合についてみれば、この党がシュトレゼマンの西方政策を支持したのは、この政策の手段における性格によるところが少なくなかつたと考えられる。すなわち、すでに前節で指摘しておいたように、シュトレゼマンの西方政策はその手段として、表面に西方との協調という性格をつよくうき立たせていたが、まさにこのことが、社会民主党をしてこの政策の熱心な支持に向かわせる大きな理由となつたのである。もつともこの点を理解するためには、もともと社会民主党が伝統的にその外交政策の基本方針を西方友好的・国際協調的な立場においていたこと、<sup>④</sup>そして二〇年代の半ばには、英・仏における労働者階級の政権への接近という現実にも影響されてますますこの立場を強め、二五年に採択されたハイデルベルク綱領の中には、ヨーロ

ッパの経済的統合、さらには「ヨーロッパ連邦」の形成という目標さえ掲げるに至つていたことなどを知つておく必要があるだろう。こうした社会民主党の基本的立場が前提にあつたればこそ、シュトレゼマンの政策における対西方協調的な性格も、同党に対して大きな魅力を發揮しえたのであつた。当時のこの党の年次大会や機関紙にあらわれた論調を通して、われわれはこの間の事情をつぶさにあとづけることができるだろう。いまその代表的な場合だけを若干あげておけば、たとえはドーズ・プランの問題が討議に上つた二四年六月の党大会においては、「専門家の報告（ドーズ・プラン）の受諾は、ヨーロッパの偉大な和解の時代への道を切り開くであろう」（R・ヒルファーディング）<sup>⑤</sup>、「報告（ドーズ・プラン）に対する社会民主党の同意は、英・仏・白・伊におけるわれわれの同志に対する信頼の表現である」（A・クリスビエン）<sup>⑥</sup>といつた主張が議場を支配した。またロカルノ条約の締結にかんしても「フォアヴェルツ」は、「ロカルノはそれだけでヨーロッパの心臓部におけるもつとも重大な紛争の根を絶やすのに充分である」と書いて、それに手放しの賛意を示したし、さらに「社会主義月報」は

もつと明確に、ロカルノは単にヨーロッパの平和化への道における第一歩であるばかりでなく、まさしく自分達の主張するヨーロッパ大陸機構の礎石である、という解釈をもうち出していた。<sup>⑥</sup>

もちろん右のようにいつても、社会民主党がシュトレゼマンによつて実際に追求されていた賠償負担の軽減、外資の導入、被占領地域の解放といった具体的目的に対して、全く無関心であつたと極論しえないのは当然であろう。これらの目的の達成は、ある意味においては当時のドイツ国民の全般にかかわる利益であつたから、社会民主党といえどもそれには深い関心を寄せていた。事実、同党の主張の中にこれらの目的の貫徹を要求する言葉を見出すことは、決して難しいことではないだろう。しかしそれにもかかわらざわれわれが見失つてならないのは、こうした個々の現実的な問題の解決さえもが、この党の場合には窮極的にはヨーロッパの糾合という、きわめて国際主義的で理想主義的な文脈の中にくみ入れられて考えられていたことである。同党がシュトレゼマンの西方政策を支持したのも、この政策が、まさに自分達のそうした思想に適合するものだと

考えたからに他ならなかつた。<sup>⑦</sup> その場合、社会民主党の窮極的な目標と、シュトレゼマンのそれとの間に横たわる差異が、この党によつて充分に認識されていたか否かという点については、大きな疑問が残るだろう。しかし、たとえ社会民主党がシュトレゼマンの政策の背後にひそむ権力政治的な意図に気づいていたとしても、<sup>⑧</sup> 結果的に見れば、同党がこのブルジョア政党出身の外相によつて地均らしされた道を、そのまま別の夢を抱いて歩んでいたという事実には変りはなかつた。<sup>⑨</sup> そうした両者の間のいわば同床異夢的な関係は、おそらく軍縮問題の場合において、もつともきわ立つていたと考えられる。すなわち、一方でシュトレゼマンはこの問題をドイツの軍備平等権の獲得への手段として用いようとしていたのに対して、他方、社会民主党は、この問題の解決を通して国際関係の平和化をはかるという理想を棄ててはいなかつたのである。<sup>⑩</sup>

さて、以上のようにして、社会民主党がともかくもシュトレゼマンの西方政策における手段の性格にひかれることが多かつたとすれば、同じ政党フロントの他の端に立つ人民党や国家人民党の場合には、事情は丁度逆であつたと

いえるだろう。という意味は、これらの右翼政党がシュトレーゼマンの西方政策を支持した理由は、もっぱらこの政策の目ざす現実的な諸目的にあつたのであつて、この政策の手段にはなかつたということである。しかしこの点をたち入つて説明するためには、ここでしばらく眼を転じて、当時のドイツ経済界、とりわけ「ドイツ工業全国連盟」や「全国農業同盟」などの諸団体の動向を考察しておく必要があるだろう。なぜなら、シュトレーゼマンの西方政策に対する人民党や国家人民党の態度を決めたのは、主として両政党の中に滲透していたこれらの経済的利益であつた、というふうにみなされるからである。

工業・農業を含めて当時のドイツ経済界が、全体として見ればシュトレーゼマンの西方政策の熱心な支持者であつたことには、ほぼ間違ひはないであろう。たしかに、ドーズ・プランの受諾がシュトレーゼマンの政策の日程に上せられた二四年の前半期には、なお少なからぬ反対意見が、たとえば当時新たに設立された「ドイツ工業家連合」に抱える工業家達や、農業のもつとも強力な代表機関である全国農業同盟のうちにも認められたのは事実である。しかしこ

うした当初に存在した反対勢力も、その後の発展の中で急速に影をひそめ、経済界の大勢はやがてドイツ工業全国連盟を中心として、シュトレーゼマンの政策に対する熱心な支持へとまとめられて行つた<sup>⑧</sup>。この点においては、最初シュトレーゼマンにきびしく敵対していたA・フェーグラーを中心とする重工業界の一部や、また全国農業同盟さえもが、ドーズ・プランの議会採決の瞬間が近づくとともにこのプランに対する攻撃の鋒先をゆるめ、ついに最後には、このプランの賛成の側へと立場を移しかえたという事実が注目されるだろう<sup>⑨</sup>。こうしておそらくドーズ・プランの成立の時までには、シュトレーゼマンの西方政策の支持においてほぼ結末を見るに至つた経済界は、その後もわずかの例外を除けば、ほとんど変ることなく同じ態度を続けて行つた。たとえば二五年のロカルノ条約の締結に際しても、この分野を代表する数百人の指導的人物が、あい寄つてこの条約の締結に賛成する旨の声明を發表していたという事実を指摘することができる<sup>⑩</sup>。

しかしそれにしても、一体ドイツ経済界はなぜこのように一致してシュトレーゼマンの西方政策に支持を送つたの

であらうか。この点について何よりもまず指摘されねばならないのは、当時のドイツ経済界の全体が、資本への抑えがたい欲求にとらえられていたという事実である。すなわち、インフレの恩恵にもはや浴しえなくなつて来たこの時期の経済界は、工業・農業のいずれを問わず、投資のおくれをとり戻し、合理化、乃至機械化をおしすすめて行くために大量の資本を必要としていた<sup>⑧</sup>。そしてこの必要が、この分野の人々の関心を外資、とくにアメリカ資本の導入へ——従つてまた、それをなかだちするシュトレゼマンの西方政策の推進へと導いて行つたのである。二四年にドイツ工業全国連盟がいちちやくドーズ・プランの受諾に賛成を表明した時、その背後に巨額の外資流入への期待があつたことは紛れもない事実だし、<sup>⑨</sup>また全国農業同盟が最後の瞬間にこのプランの支持に転向したのも、「農業者が金を必要とし、クレジットを必要としている」からに他ならなかつた<sup>⑩</sup>。さらにこの関連においては、当初フェーグラーとともにシュトレゼマンの政策に反対していたF・ティッセンさえもが、二六年にはアメリカのデIRON・リード会社との間に新株の引受にかんする交渉をおしすすめていたと

いう事実が特徴的だろう。<sup>⑪</sup> いずれにしても、外資導入への要求がドイツ経済界の圧倒的部分をシュトレゼマンの西方政策の支持に向かわせた、きわめて大きな理由であつたことに間違ひはない。しかしもちろんわれわれは、この他に賠償負担の軽減や被占領地域の解放といつた問題も、経済界の態度を決定する上に大きな役割を演じていたことを見逃してはならないだろう。これらの問題の解決は、それがドイツの国民的利益にかかわつていたからという意味においてばかりでなく、もつと直接的で切実な意味においても、この分野の人々の関心を強くとらえねばならない理由をもつていた。たとえば被占領地域の解放という問題だけに限つていえば、ルールやラインラントの実質的な主権が連合国の手に握られている状態は、(交通や関税の面での制約だけをとつてみても明らかのように)この地域に主要な基盤をおくドイツ工業界の活動にとつて大きな妨げとならねばならなかつた。<sup>⑫</sup>従つて、シュトレゼマンの西方政策がこのような状態をとり除く上で効果的であるならば、当然この点においても、経済界はこの政策を支持すべき重要な理由をもつていたことになる。

ところで、シュトレーゼマンの西方政策をめぐってドイツ経済界と右翼政党との間にかわされた交渉を直接にものがたる史料は、現在までのところ必ずしも多く提出されているわけではない。しかし人民党が「大工業家の政党」であつたこと、また国家人民党が一部の工業家とユンカーその他の農業家達の利益に密接に結びついていたという見解は、最近の研究によつてもますます確かなものにされつつある。すなわち、R・ティムメは、人民党議員の職業別分布を検討してこの党内における強力な工業翼の存在を確認し、さらに同党の外交論議がもつばら経済的視点の優位のもとにすすめられたことを明らかにしている<sup>⑧</sup>。また国家人民党については、W・リーベの研究が、ドーズ・プランの場合を中心にこの党とその背後の利益グループとの関係をかなり詳細に分析し、そこから、この党の約半数の議員がドーズ・プランに関連する鉄道法に賛成を投じたのは、主として全国農業同盟および党内の工業翼の圧力の結果に他ならなかつた事情をうき彫りにしている<sup>⑨</sup>。このような最近の研究成果を参照するならば、いまここで、シュトレーゼマンの西方政策に対する人民党と国家人民党との支持が、外

資の導入、賠償負担の軽減、被占領地域の解放などをめぐる当時のドイツ経済界の利益に由来していたと断定しても、決して牽強附会のそしりを受ける気遣いはないであろう。

もつともこれらの主として経済的利益の他に、右翼政党の場合にはさらに軍事的利益、すなわちドイツの再軍備推進に対する利益もまた、シュトレーゼマンの西方政策に支持を与える理由となりえたであろうことはつけ加えておく必要がある。国防軍の秘密再軍備がどの範囲の人々に知らされていたかが明らかでない以上、この点を具体的に説明することは経済的利益の場合よりも一層困難であるが、しかし、これら右翼政党に属する人々の多くが、ヴェルサイユ条約下のドイツの貧弱な軍備に満足しようとしていなかつたことだけは疑いがない。とすれば、彼らがこの点からも、(連合国軍事監視委員会の追い出しというような著しい成果をもたらした)シュトレーゼマンの政策に利益を感じたとしても、それは決して不自然なことではなかつたであろう<sup>⑩</sup>。

このようにして(細部においてはなお多くの検討の余地が残されているとしても)とにかく人民党や国家人民党がシュトレーゼマンの西方政策を支持した理由は、この政策の手段



の性格にではなくて目的の性格にあつたことは確かである。しかもこの手段よりも目的という（シュトレゼマンの西方政策に対する）右翼政党の関心の偏りは、社会民主党の場合における目的よりも手段という関心の偏りに比べても一層徹底していたといわねばならないだろう。つまり、これらの右翼政党がシュトレゼマンの西方政策を支持したのは、あくまでこの政策が右にのべてきたような諸目的を追求する上で効果的であるとみなされた、まさにその限りにおいてであつて、この政策の対西方協調的手段そのものには彼らをひきつける何らの魅力も存在しなかつたのである。というのも、もともとこれら右翼政党のうちには、（社会民主党の場合とは対照的に）西方諸国に対する敵対乃至復讐の感情が根強く巢喰つていたからに他ならなかつた。事実、人民党がこうしたみずからの反西方感情にうち克つてシュトレゼマンの政策の有効性をみとめるようになるまでには、二三年から二四年へかけてのかなりきびしい党内抗争が必要であつたし、また国家人民党の場合には、そうした西方に対する敵対感情は、もつとあからさまな形をとつて表面にあらわれねばならなかつた。すなわち、すでに第二表に

示しておいたように、国家人民党はドーズ・プランに関連する鉄道法の場合を除いては、ほとんどすべての場合にこのような党内の反西方感情——それはとくに党の地方組織に顕著であつた——のために、シュトレゼマンの西方政策に反対を投じていたのである。<sup>⑤</sup>ただ、こうした国家人民党の態度について注意しておかねばならないことは、この党がたとえ一致してシュトレゼマンの西方政策に反対を投じていた場合でも、それを直ちに同党の結束した、固い意志の表われだとは受取つてならないことである。たとえば、ロカルノ条約の締結に際して反対票を入れた同党の議員の中には、実際にはこの条約の成立に利益を感じていた人達が少からずいた、というふうな推測される。逆説のない方になるが、これらの人達は、たとえ自分達が反対票を投じても実質的には条約の成立の妨げになりえないことを見越したからこそ、安心して反対票を入れたのであつた。<sup>⑥</sup>私以上において、（括弧でひとまずくくつた上で）国家人民党をもシュトレゼマンの西方政策の支持フロントの中に加えて考察してきたのは、単なる投票結果にはあらわれないこのような事情が背後に存在したからに他ならなかつた。

いずれにしても、社会民主党がより多くシュトレゼマンの西方政策の手段における対西方協調的性格にひかれてこの政策を支持したとすれば、人民党や国家人民党は、もつばら外資の導入をはじめとする同じ政策の目的——もつと正確にいえば、こうした目的を追求する上でのこの政策の有効性——にひかれてそれを支持したと断定してさし支えないだろう。最後にわれわれには、これら左右の政党の間には生まれた民主党と中央党の場合の考察が残されているが、これらの政党についてのたち入った分析はすべて割愛して、ここではただ次のようにしておくに止めたいとおもう。すなわち、これら両党は(その中間政党としての)社会的・イデオロギー的性格をそのまま反映して、以上に見てきたような社会民主党的な要素と、そして右翼政党的な要素とを半ばつづつ混えながら、問題の政党フロントの中央を埋めていたのである<sup>②)</sup>。

- ① cf. H. Markmann, Das Abstimmungsverhalten der Par-teifraktion in deutschen Parlamenten(1955), S. 26ff.
- ② E. Eyck, Geschichte der Weimarer Republik (1954), S. 249.
- ③ R. Klinkhammer, Die Außenpolitik der Sozialdemok-

ratischen Partei Deutschlands in der Zeit der Weimarer Republik (1955, Diss.), S. 44, 93.

- ④ W. Mommsen u. G. Franz (Hrsg.), Die deutschen Parteiprogramme Heft 3, Das deutsche Reich als Republik 1918~1930, S. 39.

⑤ Wippermanns 'Deutscher Geschichtskalender' 1924 [Inland] Bd. I, S. 383f.

⑥ Sozialdemokratischer Parteitag 1924, Protokoll mit dem Bericht der Frauenkonferenz (1924), S. 49.

⑦ Klinkhammer, op. cit., S. 144.

⑧ E. Mathias, Die deutsche Sozialdemokratie und der Osten 1914~1945, eine Übersicht (1954), S. 67ff.; F. Stampfer, Die 14 Jahre der ersten Deutschen Republik (1953), S. 459.

⑨ cf. Sozialdemokratischer Parteitag 1925 in Heidelberg, Protokoll (1925), S. 245.

⑩ Klinkhammer, op. cit., S. 152.

⑪ cf. S. Neumann, Die deutschen Parteien, Wesen und Wandel nach dem Kriege (1932), S. 27; Wippermanns Geschichtskalender 1928 [Inland], S. 243.

⑫ G. Zwösch, Die Erfüllungs- und Verständigungspolitik der Weimarer Republik und die deutsche öffentliche Meinung (1950, Diss.), S. 35, 38.

⑬ Ibid., S. 35; W. Liebe, Die Deutschnationale Volkspartei

- 1918～1924 (1956), S. 82, 166; cf. H. Luther, *Politiker ohne Partei, Erinnerungen* (1960), S. 270f.
- ⑮ Liebe, op. cit., S. 82f., 166f.; Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 524.
- ⑯ Ibid., S. 230.
- ⑰ Angell, op. cit., pp. 82f., 190f., 250f.
- ⑱ Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 521.
- ⑲ Liebe, op. cit., S. 166.
- ⑳ Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 451; cf. Ibid., S. 154.
- ㉑ K. C. v. Loesch u. M. H. Boehm (Hrsg.), *Zehn Jahre Versailles* (1930), Bd. III, S. 123f., 148; F. Friedensburg, *Die Weimarer Republik* (1946), S. 107, 112.
- ㉒ R. Thimme, *Stresemann und die Deutsche Volkspartei von 1923 bis 1925* (o. J., Diss.), S. 71, 111f.; cf. Neumann, op. cit., S. 53.
- ㉓ Liebe, op. cit., S. 81f. 中村幹雄「ワイマール共和国前期における帝制復興運動をめぐって」考察「ドイツ国民人民党を中心として」(史料「第四一巻」一九五八)「四九頁以下参照。
- ㉔ cf. Gatzke, op. cit., pp. 111f.
- ㉕ R. Thimme, op. cit., S. 58f., 76f.; Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 354f.
- ㉖ Ibid., Bd. I, S. 178, 206f.; Zwösch, op. cit., S. 55.
- ㉗ Ibid., S. 58; Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 221, 230, 248.
- ㉘ Neumann, op. cit., S. 41f., 46f.

- ㉙ 「民衆報」 R. Thimme, op. cit., S. 187; Wippermanns *Geschichtskalender 1924* [Inland], Bd. I, S. 367f., Bd. II, S. 219f.; Ibid., 1925 [Inland], Bd. I, S. 87, 157; Ibid., 1928 [Inland], S. 241; Schultheß' *Europäischer Geschichtskalender 1927*, S. 18, etc.

〔中々訳〕 G. Schreiber (Hrsg.), *Politisches Jahrbuch* (1925), S. 13f., 19f.; K. A. Schulte (Hrsg.), *Nationale Arbeit, Das Zentrum und sein Wirken in der deutschen Republik* (1929), S. 101f.; Schultheß' *Geschichtskalender*, S. 91, etc.

### III

前節において私は、きわめて不十分な形においてではあるが、ひとまずシュタレーゼマンの西方政策をめぐって社会民主党から人民党、乃至国家人民党におよぶ広汎な政党フロントが成立しえた事情を明らかにしてきた。しかし現在のわれわれにとつてより重要なのは、このようにして成立した政党フロントが、当時のドイツ国内政治全体のある方に対していつたいどのような意味をもつてゐたのか、(はたしてそれは共和政の安定を支えるような契機をそのうちに孕んでゐたのか否か)といふ点であらう。この点が解明さ

れることによつて《シュトレゼマンの西方政策——広汎な政党フロントの形成——ヴァイマル共和政の安定》という仮説にそつておしすすめられてきたわれわれの考察も、一応の完結点にもたらされることになるとおもう。

しかしこの最後の点をおさえるためには、ここでも、当時シュトレゼマン自身が機会あるごとに提唱していたドイツ国内政治にかんする一定の明確な立場があつたという、特徴ある事実<sup>①</sup>に留意しておく必要があるだろう。この立場はシュトレゼマンによつてさまざまの機会にさまざまの形で発表されていたが、それを貫く骨子は大体次のようなところにあつた。すなわち、「われわれが希望する経済的・政治的發展は、ただ現在の国家形態（ヴァイマル共和体制）の基礎の上でのみ遂行されうると私は確信する。」<sup>②</sup>「人々は再び選挙（二五年の大統領選挙）を『共和制か帝制か』という視点のもとに争おうとしているが、われわれはこのようなやり方に警告する。」<sup>③</sup>「われわれは単に憲法にそむくような企てに対してばかりでなく、そもそも国家体制の問題をこの時点での論議の中にもち込まねばならないというふう<sup>④</sup>に信じているすべての人達に対して、共和国家体制

を擁護するであらう。」<sup>⑤</sup>つまりシュトレゼマンのドイツ国内政治にかんする主張は、何よりもまずその力点をヴァイマル共和体制の擁護、従つて帝制（乃至それに類する専制政治）の復活の排除というところにおいていたのである。

しかし彼は、単にこのように消極的に現存の共和体制の支持をうたつていたばかりではなく、その前提の上にさらに一歩を進めて、ドイツ国内の左右の勢力ができるだけ広汎にこの体制の基盤の上に結集すべきことをもくり返し説いていた。すなわち現在のドイツには「この新しいドイツを支持し、できるだけ一人占めにしようとする社会民主党系および民主党系勢力」と「その立場上、ともすれば夢想的な記憶のうちに古いドイツに執着している右翼的傾向のブルジョアジー」とが対峙しているが、しかし問題の解決は、一方の傾向が他方の傾向に対して勝利をおさめるということ<sup>⑥</sup>のうちにはなく、まさに両者の「綜合」のうちにある、という構想を、しばしば「国民共同体」あるいは「国民的現実政策」という言葉でもつて呼んでみせてもいた。<sup>⑦</sup>

ところで、このようなシュトレゼマンのドイツ国内政

治にかんする立場が、もともと彼の西方政策を推進する必要と密接に結びついてうち出されたものであることは、きわめて見易いだろう。すでにくり返し指摘してきたように、シュトレーゼマンの西方政策はその手段として西方への協調という形態をとつていたが、このことがその必然的なコロラリーとして、右のような彼の内政上の立場を生み出さねばならなかつたのである。というのも、西方への協調という外交手段が十分に所期の効果をおさめうるためには、当然その前提に西方諸国のドイツ国内政治に対する信頼がある程度まで存在している必要があつたからである。もしも米・英・仏などの諸国がドイツ国内政治のあり方に根本的な不信の念を抱いていたならば、そもそもこれらの国に向つて（たとへ手段としても）協調政策を展開すること自体が不可能とされねばならなかつたであろう。ところで當時の状況のもとで、そうした西方諸国のドイツ国内政治に対する信頼がいずれの方向においてかちとられたらうかといえば、それがヴァイマル共和体制の否定や帝制の復活という方向においてはなく、ヴァイマル共和体制の積極的な肯定の方向においてであつたことは明らかであつた。

こうしてシュトレーゼマンは、彼の西方政策を効果的におしすすめようとする限り、他方でドイツ国内政治をヴァイマル共和体制の基盤の上に安定させるよう意を用いねばならない状況におかれていたのである。⑥。事実、彼は折にふれて、みずからの西方政策の正当性と共和体制の擁護の必要性とを並列させて説き、この両者の必然的な相互関係をドイツ公衆の上に印象づけることを怠つてはいなかつた。「国民的現実政策」という言葉がシュトレーゼマンによつて用いられる時、それは、こうした彼の外交・内政上の立場の総体をもさし示していたのである。

さて——ここで考察を再び例の政党フロントの上にひき戻してみると——このフロントを構成していた諸政党にとつて、右に見たようなシュトレーゼマンの内政上の立場や、またそれと彼の西方政策との結びつきは、きわめて重要な意味を担うものでなければならなかつたであろう。それは、もともとシュトレーゼマンの西方政策が、これら諸政党の前に単なる一つの外交政策としてではなく、あらかじめドイツの国内政治における一定の立場と抱きあわせになつたものとして提出されていたことを意味していた。いかえ

るなら、そこにはシュトレーゼマンの西方政策の支持と、そして国内政治の面における共和体制の承認という二つの事柄が、わかち難い不可分性をもつて示されていたのである。前者に意を決しようとする政党は、否応なく後者の点にかんしても決断を下さねばならない状況におかれていた。

もつともこの状況の意味する重要性も、社会民主党・民主党・中央党のいわゆるヴァイマル連合政党の場合と、人民党や国家人民党の右翼政党の場合とは、決して同等ではありえなかつただろう。前者、すなわちヴァイマル連合に属していた三政党は、もともと共和政誕生の当初から体制内政党としての立場を守つてきていた。従つて、いまやシュトレーゼマンの西方政策への支持が同時にヴァイマル共和体制の承認を伴わねばならなかつたとしても、それはこれらの政党にとつては何ら痛痒を感じさせることではなかつたに違いない。これらの政党は、ただ従来の内政上の立場をそのまま保持して行けば足りたのだし、しかもそのことは彼ら自身にとつても、きわめて歓迎すべきことに違ひなかつたのである。ところがこれに反して人民党や国家人民党の場合には、事情はどのように簡単であることを許さ

れなかつた。なぜなら、これらの右翼政党は本来帝制に好意を寄せる政党として出発していたからであり、また事実ヴァイマル共和政の初期を通じて、この立場からしばしば共和体制に鋭く対決する姿勢を示してきたからである。

こうした前歴をもつ諸政党にとつては、いまやシュトレーゼマンの西方政策が同時にヴァイマル共和体制の支持をも求めているという状況は、みずからの内政上の根本的立場にもかかわるきわめて深刻な問題を提起せずにはおかなかつた。つまりこれらの右翼政党は、いまやシュトレーゼマンの西方政策の支持を契機として、その内政上の立場を共和体制の明確な承認へと転換させる必要に迫られたのであつた。もちろんさらにたち入つてみれば、同じ右翼政党といつても人民党と国家人民党とは、再びこの場合に要求されている転換の度合に相当の開きがあつたことが注意されねばならないだろう。すなわちシュトレーゼマンに率いられた人民党が、すでにヴァイマル共和政の初期において多少とも体制内存在への転換の過程に足を踏み入れていたのに比べて、国家人民党はこの時までほとんど完全に反体制政党としての立場を守り通してきていた。それゆえ、い

まの場合に要求されている体制内存在への轉換の度合も、それはおのずから前者よりも後者の党によりきびしいものとして、たちあらわれねばならなかつたのである。しかし、こうした差異にここでこれ以上たち入ることはさておいて、ともかく重要なのは、右に見たような事情の結果として、いまや人民党も国家人民党も一応ヴァイマル共和政の体制内政党への道を迎えることになつたことであつた。人民党はドーズ・プランへの賛成を境に、その右翼独裁的な志向をほぼ完全に払拭し去つた<sup>⑩</sup>。また国家人民党も大きな躊躇を伴いながらも、二五年と二七年の二度の入閣に際しては、シュトレイゼマンの西方政策とともに、ヴァイマル共和体制をも承認する態度を明らかにした。そうしてこうしたことすべての結果として、二七年五月には社会民主党から国家人民党に至るすべての政党が「共和制保護法」の延長に賛成するという、きわめて注目すべき事態が招来されたのである。

さて、以上のようにのべてくれば、シュトレイゼマンの西方政策をめぐつて形成された政党フロントが、当時のドイツ国内政治全体のあり方に対してどのような意味をもつ

ていたかという点も、すでに大半は明らかにされたとおもふ。すなわち、この政党フロントは、単に一つの外交政策をめぐる諸政党の利益の共同一致という性格の他に、さらにいつてみればヴァイマル共和体制の承認のフロントという性格をもそのうちにかねそなえていた。つまりこのフロントに名を連ねていた社会民主党から人民党、乃至は国家人民党に至る諸政党は、シュトレイゼマンの西方政策の支持という点においてばかりでなく、(その必然的なコロラリーとして) 現存の共和体制の肯定という点においても相互の間に共通の基盤をもつていたのである。このことはさらに視野をひろげてみる場合、いまシュトレイゼマンの支持を契機として、社会民主党の背後にあつた労働者階級から国家人民党の背後にあつた右翼ブルジョアジーやユニカ―に至る広汎な国民層が、ひとまずヴァイマル共和体制の内側において肩を並べるようになったことをも意味していた、といつてよいであろう<sup>⑪</sup>。このような事情が当時のドイツ国内政治全体のあり方に対して何を意味したかは、もはや多くの説明を重ねるまでもなく明らかだともおもふ。それはうたがひもなく、ヴァイマル共和政を安定化に向かわせ

るような効果を当時のドイツ内政の上に發揮したに相違ない。ごく控え目にいつても、この政党フロントの存在が、当時のヴァイマル共和政の安定を支え、さらにそれを促進する大きな要因の一つになつていたことには、もはや疑問の余地はありえなくなつただらう。こうしてわれわれは、最初に想定しておいた《シュトレーゼマンの西方政策――↓広汎な政党フロントの形成――↓ヴァイマル共和政の安定》という論理を、いまやひとまずその大筋において確認する地点にまで到達したのである。

もつともこのような結論に対しては、ここで早速きわめて重要な留保をつけ加えておくことが、怠られてはならないだらう。その留保とは、右においてヴァイマル共和政の安定要因の一つであることを立証した問題の政党フロントも、その内部の結集力において大きな限界をもつていたということに他ならない。たしかにこのフロントを構成していた社会民主党から人民党、乃至国家人民党に至る諸政党の間には、シュトレーゼマンの西方政策の支持、さらには（そのコララーとしての）共和体制の承認という点においては太い利益の紐帯が存在していたが、しかしだからとい

つて、それによつてこれら諸政党間の深刻な利害の対立が一切克服されたというふうに想像するならば、それは當つてはいない。シュトレーゼマンの政策が展開された時期においても、その社会的基盤を異にするこれらの政党の間には、関税政策、社会政策、文化政策などの各分野において、容易には調整されがたいさまざまな利害の相剋が存在していた。そしてそのような利害の相剋の存在にはばまれて、シュトレーゼマンが希望したようなドイツの左右勢力の大同結集という目標も完全には達成されることはなく、従つてまた、これらの広汎な政治勢力が相よつて安定した政権の基礎を形づくるといふこともなかつたのである。この小論の冒頭にも述べたように、この時期のドイツ政府がそのよつて立つ政党基盤を換えながら、頻繁な交代を重ねなければならなかつた理由も、実はそこにあつた。

しかしこのような重要な留保にもかかわらず、問題をへぼ二四年から二九年にわたる時期のドイツ政治が、曲りなりに議院民主制の基盤の上に運営されえたのは、いつたいどのような要因のためであつたか」といふ方向に立てる限りは、われわれはやはりそのもつとも大きな要因の一



つとして、シュトレゼマンの西方政策をめぐつて形成された例の政党フロントの存在を指摘しないわけには行かないだろう。もしこのフロントに表現されているような政党間の利益の共通性が存在しなかつたならば、そもそもこの時期の政府に基盤を提供したいくつかの与党連合の形成さえもあやうくされたに違いない。また、たとえそうした与党連合が形成されたとしても、議会で政府が信任を獲得することが著しく困難にされねばならなかつただろう。この時期における政府のいくつかが議会で確乎たる多数派の基盤をもつていなかつたにもかかわらず、なおかつその存在を（短期間とはいえ）許容されたのは、与・野党の区別を越えてシュトレゼマンの西方政策を推進しようとする、広汎な利益の連帯感が、一種の緩和剤として諸政党の間に働いていたからであつた。最後に、そのことを示すもつとも典型的な例を二つばかりあげて筆をおくことにしたいとおもう。

一つの例は、二五年一月に成立した第一次ルター政府の場合であつた。この政府は第一表にも示したように、なるほどブルジョア右翼連合と呼ばれる一連の政党の大臣達に

よつて構成されていたが、実際にはこれらの政党の中で民主党、中央党および国家人民党は（*自党出身の大臣を* *「Frauensmann」* または *「Fachminister」* として閣内に送るに止まつて）この政府の責任を分つことは拒んでいた。しかしそれにもかかわらず、ともかくもこの政府が議会で信任を獲得することができたのは、首相のH・ルター自身が回想録に記しているところによれば、次のような事情からであつた。「外交政策にかんする私の声明が、おそらく議会の多数を満足させ、そして疑いもなく私の内閣に対する反感を少くした。外交政策にかんする政府の綱領が広汎な支持を見出したことを私は確認した。国家形態にかんする明確な声明（『ヴァイマル憲法の確認』や、大統領に対する支持の表明や、また外交政策の問題における鮮明な態度によつて、私は、民主党議員団が後に（信任）投票に際して（反対する代りに）棄権するように仕向けることができた。このことがなかつたら、われわれは議会で多数をえることはなかつたであろう。」（傍点引用者、以下同じ）

これとよく似たいま一つの例は、それからほぼ一年後の二六年一月に成立した第二次ルター政府の場合にも指摘す

ることが出来る。このブルジョア中道連合政府は、たかだか議会の三分の一に基礎をおく完全な少数派政府にすぎなかつたが、それにもかかわらず議会の信任投票を切り抜けることができたのは、野党の社会民主党が反対票を投ずる代りに、投票を棄権してくれたからに他ならなかつた。ところで、社会民主党がなぜこのような態度に出たかについては、当時、同党議員の R. プライトシャイトが議会において次のような説明を行つていた。「宰相の声明は外交政策にかんする限り、間違いなく私の友人達『社会民主党議員』の同意を見出すことができる。社会民主党議員団はロカルノ政策の継続と、間近に迫つた国際連盟への加入を歓迎する。……(しかし)社会民主党議員団にとつて、政府の内政上の綱領(とくにその労働政策の部分)は不満足である。……(こうして)外交政策上の理由からは、社会民主党議員団は不信任案を拒否するであろう。だが他方、国内政策のために、信任案に賛成するわけにも行かない。そこで社会民主党議員団は、信任案にかんする採決に際しては棄権することになるであらう。」<sup>⑧</sup>

【補記】 念のためもう一度ごとわびておくが、私は、シュート

レーゼマンの西方政策の国内政治に対する影響が、ヴァイマル共和政の安定を説明するたゞ一つの要因であると主張しているのではない。たとえばこの時期のドイツ経済の安定という一般的事実を無視しては、共和政の安定を理解しえないのももちろんである。ただここでは、この経済の安定さえも、主として外資の導入を媒介にしてシュートレーゼマンの西方政策の展開と深い関係に立つていたという事情に注意を促しておきたい。

⑧⑨ Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 294, 43, 51.

⑩ Ibid., S. 330.

⑪ Ibid., S. 595f.; Wippermanns Geschichtskalender 1924 [Inland], Bd. I, S. 204f.; R. Thimme, op. cit., S. 76;

W. H. Kaufmann, *Monarchism in the Weimar Republic* (1953), pp. 21f.

⑫ cf. Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 29f., 43, 48, 51, 58f., 230, 282, 287f., Bd. II, S. 94f., 103f., etc.

⑬ [社会民主党] Ibid., Bd. I, S. 210, 247; Wippermanns Geschichtskalender 1924 [Inland], Bd. I, S. 381f., 383f., Bd. II, S. 229, etc.

⑭ [民主党] Ibid. 1924 [Inland], Bd. I, S. 369f., Bd. II, S. 219f.; Ibid. 1928 [Inland], S. 241, etc.

⑮ [中央党] Ibid. 1924 [Inland], Bd. II, S. 207; Ibid. 1928 [Inland], Bd. I, S. 83, 153f.; Ibid. 1928 [Inland], S. 238f.; Schreiber, op. cit., S. 41f., S. 44f.; K. Spiecker, Ein

- Jahr Marx', die Rettung Deutschlands (1925), S. 46, etc.
- ② Kaufmann, op. cit., pp. 51ff.
- ③ Ibid., p. 121.
- ④ R. Thimme, op. cit., 69, 76f.; Bretton, op. cit., p. 75; Stresemann, op. cit., Bd. I, S. 285f.; Wippermanns Geschichtskalender 1924 [Inland], Bd. I, S. 359, Bd. II, S. 201, 204f.; Ibid. 1928 [Inland], S. 299, etc.

- ⑤ Ibid. 1925 [Inland], Bd. I, S. 83; Schultheß' Geschichtskalender 1927, S. 18, etc.
- ⑥ cf. Kaufmann, op. cit., pp. 127f., 164.
- ⑦ Luther, op. cit., S. 321; cf. O. Gessler, Reichswehrpolitik in der Weimarer Zeit (1958), S. 364f.
- ⑧ Wippermanns Geschichtskalender 1926 [Inland], Bd. I, S. 85.

vita contemplativa, Ficino intended to propose one solution to the inner struggle of homo politicus. In his doctrines of vita contemplativa, of God, and of the position of man in the universe we can see his solution, and furthermore the strong claim of dignity of man.

## Stresemann's Foreign Policy and the Stability of the Weimar Republic

by  
Nobuo Noda

The problem of the "collapse" of the Weimar Republic has generally been the most important theme in the historical studies of that period. In order to get the possibly reasonable solution of this problem, it is necessary for us to clarify the character of the "stability" of the Republic, which continued from 1924 to 1929. Because, the process of the "collapse" came as a result of the disappearance of factors, which were effective in supporting the "stability" during these six years.

In this paper, our aim is to illustrate some aspects of Stresemann's foreign policy, especially his policy toward the West, which covered almost the same period and was also playing a significant role as one of the stabilizing factors in the Republic.

With the Western policy of Stresemann in the centre, there was formed a wide front of the German political parties from the Social Democrats to the right-wing parties, because each of these parties was interested in the promotion of this policy for its own respective reason. Under the circumstances of that time, however, a necessary requisite for the effective promotion of Stresemann's "understanding" policy toward the west was to conduct the domestic policies on the basis of the Weimar constitution. This was why the political parties on the front were forced more or less to recognize this republican constitution and also why the stability of the Republic was kept all through the period, with which we are concerned.